

(仮称) 世田谷区地域経済の持続可能な発展条例 (素案) 概要

1 主旨

世田谷区では、平成 11 年に世田谷区産業振興基本条例を制定し、区内産業の振興を図ってきました。平成 16 年の条例改正時には、全国に先駆けて商店街への加入を促す条文を規定し、世田谷発の取組みとして全国の自治体にも波及しました。

しかしながら、条例制定から 22 年が経過し、デジタル化の急速な発展や、SDGs をはじめとした環境や社会に対する意識の高まりなど、区内産業を取り巻く環境は大きく変化しています。地域の経済は、これまで以上に多様な要素や価値観、多岐にわたる主体によって構成されるようになり、新たな局面へと入りつつあります。さらに、コロナ禍においては、自分の住んでいる地域での行動が中心となることで、地域の重要性や近隣コミュニティの価値が改めて見直されています。

このような状況の大きな転換や変化を的確にとらえ、これまでの産業振興という軸に加え、今後は、地域経済という大きな視点から、その持続可能な発展に向けた取組みを進めていくことが重要です。

このため、世田谷区産業振興基本条例の改正に向けた検討を進めており、「地域経済の持続可能な発展」を新たな目的とする「(仮称) 世田谷区地域経済の持続可能な発展条例 (素案)」をとりまとめました。

2 (仮称) 世田谷区地域経済の持続可能な発展条例 (素案) について

(1) (仮称) 世田谷区地域経済の持続可能な発展条例 (素案) のポイント

- ① 社会経済環境や地域経済を取り巻く状況の変化を踏まえ、「産業の振興」から「地域経済の持続可能な発展」を新たな目的として設定します。それに伴い、名称も「(仮称) 世田谷区地域経済の持続可能な発展条例」に変更します。
- ② 「地域経済の持続可能な発展」の達成に向けて、経済発展だけでなく、非経済的な価値（多様な働き方や環境への配慮など、従前においては経済成長とは距離があると考えられてきたような価値観）にも重きを置いた 4 つの基本的方針を新たに設定します。

(1)多様な地域産業の基盤強化

(2)起業の促進や多様な働き方の実現

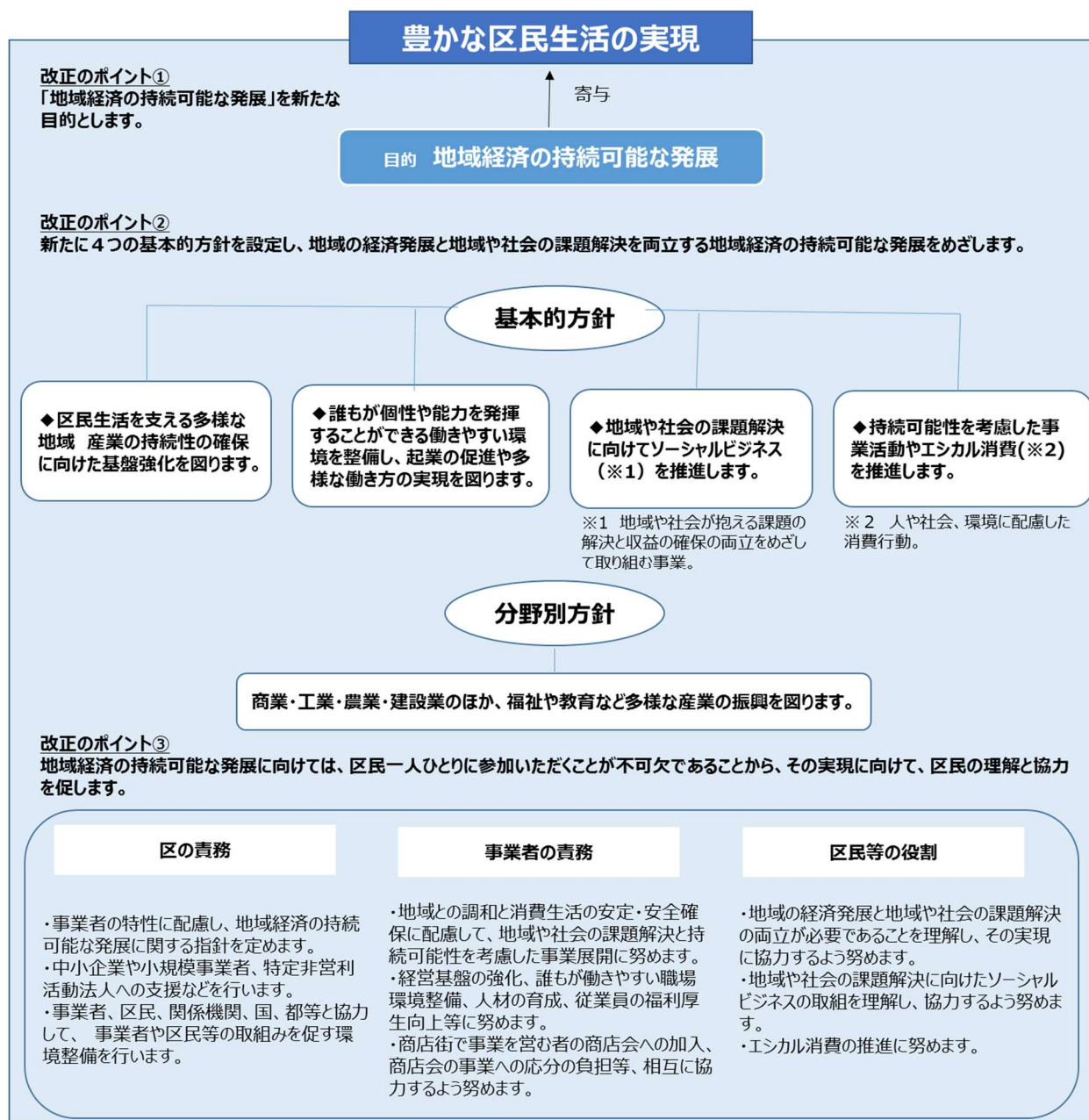
(3)地域や社会の課題解決に向けたソーシャルビジネスの推進

(4)持続可能性を考慮した事業活動やエシカル消費の推進

この基本的方針のもと、経済発展と地域や社会の課題解決を両立した持続可能な社会の実現を目指します。

- ③ 事業者を主とした条例から、区民一人ひとりの存在や役割向上を踏まえ、区民にも理解と協力を促し、区、事業者、区民及び関係機関が一体となって地域経済の持続可能な発展を推進していきます。

(2) 改正条例素案のイメージ図



(3) 現行条例からの改正点

- ・条例改正の背景や条例に込めた思い、今後の決意を記載した前文を新設しました。
- ・「地域経済の持続可能な発展」をキーワードとします。
- ・地域経済の持続可能な発展を推進する基本的な方針として、「多様な地域産業の基盤強化」「起業の促進や多様な働き方の実現」「地域や社会の課題解決に向けたソーシャルビジネスの推進」「持続可能性を考慮した事業活動やエシカル消費の推進」の4つの柱を規定します。(第3条)
- ・基本的な方針を踏まえた商業、工業、農業、建設業のほか、福祉や教育など多様な産業の振興を図る分野別の方針を規定します。(第4条)
- ・区の責務として、「地域経済の持続可能な発展に関する指針を策定すること」等を規定します。(第5条)
- ・事業者の責務として、「地域及び社会の課題の解決並びに持続可能性を考慮した事業展開に努めること」等を規定します。(第6条)
- ・区民の役割として、「地域及び社会の課題の解決に向けたソーシャルビジネスの取組みを理解し、協力するよう努めること」や「エシカル消費の推進に努めること」等を規定します。(第7条)
- ・地域経済の持続可能な発展に関する施策を推進するための事項を調査審議する「世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議」の設置を規定します。(第9条)